

法 学 号 外
平成 29 年 6 月 19 日

各 私 立 学 校 長 様
(高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 31 年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

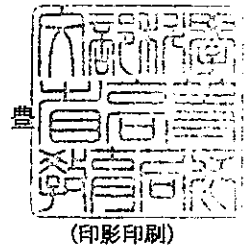
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

平成29年6月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
常盤



(印影印刷)

平成31年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（通知）

標記の大綱について、国公立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。

各国公立大学におかれては、平成31年度以降の大学入学者選抜において課す大学入試センター試験及び個別学力検査の教科・科目の設定及び入学志願者への予告・公表について遺漏のないようお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。



【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第一係 安藤、金子

T E L : 03-5253-4111 (内線2469)

F A X : 03-6734-3392

E-mail : gaknyusi@next.go.jp

平成31年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

(平成29年6月1日付け 29文科高第237号文部科学省高等教育局長通知)

平成31年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第1 実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するために実施するものとする。

また、大学入試センター試験は、これを利用する各大学（以下「各大学」という。）が共同して実施する試験であることを十分に認識し、試験の実施に際しては、試験問題作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務を担当すること等、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）との緊密な連絡体制のもと、各大学それぞれが責任を持って取り組むものとする。

第2 出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。

第3 各大学における利用

- 1 各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の加盟する団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。
- 2 なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること並びに高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の1出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。
- 3 大学入試センター試験の成績については、過去3年前（平成28年度～平成30年度）のものまで、当該年度の入学者選抜に利用することを認める取扱いとする。

第4 利用に係る通知等

- 1 平成31年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学や一部の学部（短期大学においては学科。以下同じ。）について、別表2の1の（1）又は（2）に該当する場合は、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を、平成30年5月31日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

なお、平成31年度大学入試センター試験から利用を取り止める場合（一部の学部で利用を取り止め

る場合を含む。)においても、同日までに、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 2 上記1のほか、平成30年度大学入試センター試験を利用することとなっている大学について、別表2の2の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、別表2の2に記載の要件を満たした上で、平成31年度大学入試センター試験の出願期間初日の前日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知することにより、当該試験を利用することを可能とする。
- 3 既に大学入試センター試験を利用しており、大学や一部の学部の名称の変更を行った場合で、引き続き大学入試センター試験を利用する場合については、大学入試センターへ名称変更の報告を行うものとする。
- 4 各大学は、上記1～3の通知又は報告後、その内容について各大学におけるホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

- 1 大学入試センター試験の実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、平成31年度大学入試センター試験の実施期日は、平成31年1月19日(土)及び20日(日)とする。
- 2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

- 1 大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。
- 2 障害等のある入学志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営等について適切な配慮を行うとともに、障害等のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。
- 3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、平成30年7月31日までに発表するものとする。

(別表1)

出題教科・科目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国語	『国語』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」
数学	「数学I」、「『数学I・数学A』」、「数学II」、「『数学II・数学B』」、「簿記・会計」、「『情報関係基礎』」
理科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1) 「 」 『 』内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 『 』内記載のものは、二つの科目を総合したもの又は二つ以上の科目に共通する内容を盛り込んだ出題科目とする。

(注3) 外国語『英語』は、リスニングを含む。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	グループ	出題科目	試験時間
国語		『国語』	80分
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
公民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」	
数学	①	「数学I」、「『数学I・数学A』」	60分
	②	「数学II」、「『数学II・数学B』」、「簿記・会計」、「『情報関係基礎』」	60分
理科	①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」	2科目選択 60分
	②	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	【筆記】80分 ----- 【リスニング】 (『英語』のみ) 60分 (うち解答時間 30分)

(注1) 国語及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民について

ては、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、筆記とリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2) 国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下の通り解答する。

1. 地理歴史及び公民については、1又は2の出題科目を選択
2. 理科については、①及び②のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。
 - A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
 - B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択

3. それ以外の教科については、1出題科目を選択

なお、地理歴史及び公民では同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。

(注3) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、筆記とリスニングの双方を解答する。

(別表2)

平成31年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験（平成31年1月実施）を新たに利用しようとする場合に備えるべき要件及び通知の期限等

1 平成29年4月までに開設している大学や学部又は平成30年4月に新設する大学や学部の場合 ※具体的には、以下のような場合には、通知が必要。	
(1) 平成30年度大学入試センター試験（平成30年1月実施）を利用することとなっている大学の場合 ① 平成29年4月までに開設している学部について、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から新たに利用する場合 ② 平成30年4月に名称変更を行う学部について、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から新たに利用する場合 ③ 平成30年4月に新設する学部について、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から利用する場合 ※上記①～③に関し、当該学部に関する一部の学科（短期大学においては専攻課程。以下同じ。）について、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から新たに利用する場合を含む。	【通知の期限】 平成30年5月31日までに通知すること。
(2) 平成30年度大学入試センター試験（平成30年1月実施）を利用することとなっていない大学の場合	
2 平成31年4月に新設する大学又は学部の場合 ※下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、【要件】の(ア)～(エ)のすべてを満たす（「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。）ものであることが必要。 ※下記の(1)～(3)に該当しない場合、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）を利用することはできず、最短でも平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）からの利用となる。	
(1) 平成30年度大学入試センター試験（平成30年1月実施）を利用することとなっている大学が、平成31年4月に新設する学部について、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から利用する場合（「設置認可」され又は「設置届出」を行っている場合に限る。） ※当該学部に関する一部の学科について、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から新たに利用する場合を含む。	【通知の期限】 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）の出願期間初日の前日までに通知すること。
(2) 平成30年度大学入試センター試験（平成30年1月実施）を利用することとなっている大学を廃止し、平成31年4月に大学を新設する場合で、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から利用する場合	
(3) 平成30年度大学入試センター試験（平成30年1月実施）を利用することとなっている大学が、平成31年4月に他大学と統合する場合で、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から利用する場合	
【要件】 (ア)：平成30年7月31日までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」のPR活動についての記載事項に沿ってPRを行っていること。ただし、PRの内容には大学入試センター試験の利用方法及び審査継続による保留等で大学入試センター試験の利用ができなかった場合の対応も含むこと。 (イ)：第5により設置された自らの所属する連絡会議に対し、上記(1)～(3)のいずれかの事由によるセンター試験の利用を予定している旨を報告していること。	

- | |
|---|
| <p>(ウ) : 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）の出願期間初日の前々日までに、「設置届出」があった日から60日が経過していること。</p> <p>(エ) : 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）の出願期間初日の前々日までに、文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に対し、上記（ア）～（ウ）を満たしていることを任意の様式により報告していること。（なお、報告後に、右欄に掲げる期限までに、別途大学入試センター試験の利用について、別紙様式により通知する必要があることに留意。）</p> |
|---|

(注1) この表における認可及び届出は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に定める認可及び届出をいう。

平成31年度大学入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について
(大学入試センター試験に新たに利用する大学及び利用する学部のお知らせ)

大学名 (所在地)	利用する学部・学科名 (課程、専攻等)名 (総入学定員)	利用する 選抜の対象	入学志願者に解答 させる教科・科目名	個別学力検査 等の概要	備考
〔記入例〕 〇〇大学 (〇〇県〇〇市)	〇〇学部 〇〇学科(〇〇人)	一般入試の定員 の一部について 利用 前期 〇〇学科(〇〇人) 後期 〇〇学科(〇〇人)	〇国(近代以降の文章)、 地歴(世A、世B、日 A、日B、地理A、地理 Bから1)、公民(現 社、倫、政経、倫・政経 から1)、理(基礎を付 した科目から2、物、 化、生、地学から1) から2 〇教(数I・数Aと数II・ 数B、簿、情報から1) 〇外(英)	〇課さない	〇「国語」「地 歴」「公民」 「理科」につ いて3教科・ 科目以上受験 した場合は高 得点の科目を 合否判定に使 用。 〇「理科」につ いて基礎を付 した科目は2 科目の合計点 を1科目の得 点とみなす。

記入上の注意

- 「利用する学部・学科(課程、専攻等)名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般入試の全部又は一部について利用、アドミッション・オフィス入試について利用、推薦入試、専門高校・総合学科卒業生入試について利用、第2次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。
- 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科(課程、専攻等)で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴(世A、世B、日A、日B、地理A、地理B)、公民(現社、倫、政経、倫・政経)、教(数I、数I・数A、数II、数II・数B、簿、情報)、理(物基、化基、生基、地学基、物、化、生、地学)、外(英、独、仏、中、韓)のように略して記入すること。
なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。
- 「個別学力検査等の概要」の欄には、「利用する選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し(上記3の略のあるものは略して記入すること。)、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。

(記入例)

〔例1〕 地歴(世B、日B、地理Bから1)、外(英、独、仏、中、韓から1)、面接

〔例2〕 理(物基及び化基又は物、化から1)、外(英)、小論文、実技検査

- 国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、備考欄にその旨を記入すること。また、外国語(『英語』)において、リスニングの成績を利用しない場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 成績の複数年度利用を行う場合は、備考欄にその利用方法について記入すること。

大学入試センター試験の利用に係る手続について①

大学がセンター試験を利用する場合、「大学入試センター試験実施大綱」に基づき、期限までに必ず文部科学省及び大学入試センターへの通知が必要。



○ 大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが増加。

手続上の漏れや不備などにより、センター試験が利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。
少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

大学入試センター試験の利用に係る手続について②

1 平成29年4月までに開設している大学や学部又は平成30年4月に新設する大学や学部の場合

※具体的には、以下のような場合には、通知が必要。

(1)平成30年度大学入試センター試験(H30年1月実施)を利用することとなっている大学の場合

- ①平成29年4月までに開設している学部について、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から新たに利用する場合
- ②平成30年4月に名称変更を行う学部について、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から新たに利用する場合
- ③平成30年4月に新設する学部について、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合
※上記①～③に関し、当該学部に関する一部の学科について、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から新たに利用する場合を含む。

(2)平成30年度大学入試センター試験(H30年1月実施)を利用することとされていない大学の場合

※大学・・・大学、短期大学。

※学部・・・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。

※学科・・・大学の場合は学科、短期大学の場合は専攻課程のことを指す。



別紙様式により、平成30年5月31日までに文部科学省と大学入試センターへ通知することが必要。
※定められた手続が行われない場合は、センター試験を利用することができなくなる。

大学入試センター試験の利用に係る手続について③

2 平成31年4月に新設する大学又は学部の場合

※下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、【要件】の(ア)～(エ)のすべてを満たす(「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。)もの必要がある。

※下記の(1)～(3)に該当しない場合、平成31年度大学入試センター試験(H31年1月実施)を利用することはできず、最短でも平成32年度大学入試センター試験(H32年1月実施)からの利用となる。

(1) 平成30年度センター試験(H30年1月実施)を利用することとなっている大学が、平成31年4月に新設する学部について、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合

※当該学部へ属する一部の学科について、平成31年度大学入試センター試験(H31年1月実施)から新たに利用する場合を含む。

(2) 平成30年度センター試験(H30年1月実施)を利用することとなっている大学を廃止し、平成31年4月に大学を新設する場合で、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合

(3) 平成30年度センター試験(H30年1月実施)を利用することとなっている大学が、平成31年4月に他大学と統合する場合で、平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合

※学部…大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。

※学科…大学の場合は学科、短期大学の場合は専攻課程のことを指す。



平成31年度大学入試センター試験(H31年1月実施)を利用する場合は、「大学入試センター試験実施大綱」に定める、以下の(ア)～(エ)をすべて満たすとともに、文部科学省と大学入試センターへ任意様式による報告及び別紙様式による通知をすることが必要。

(ア)：平成30年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

(イ)：所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。

(ウ)：平成31年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)

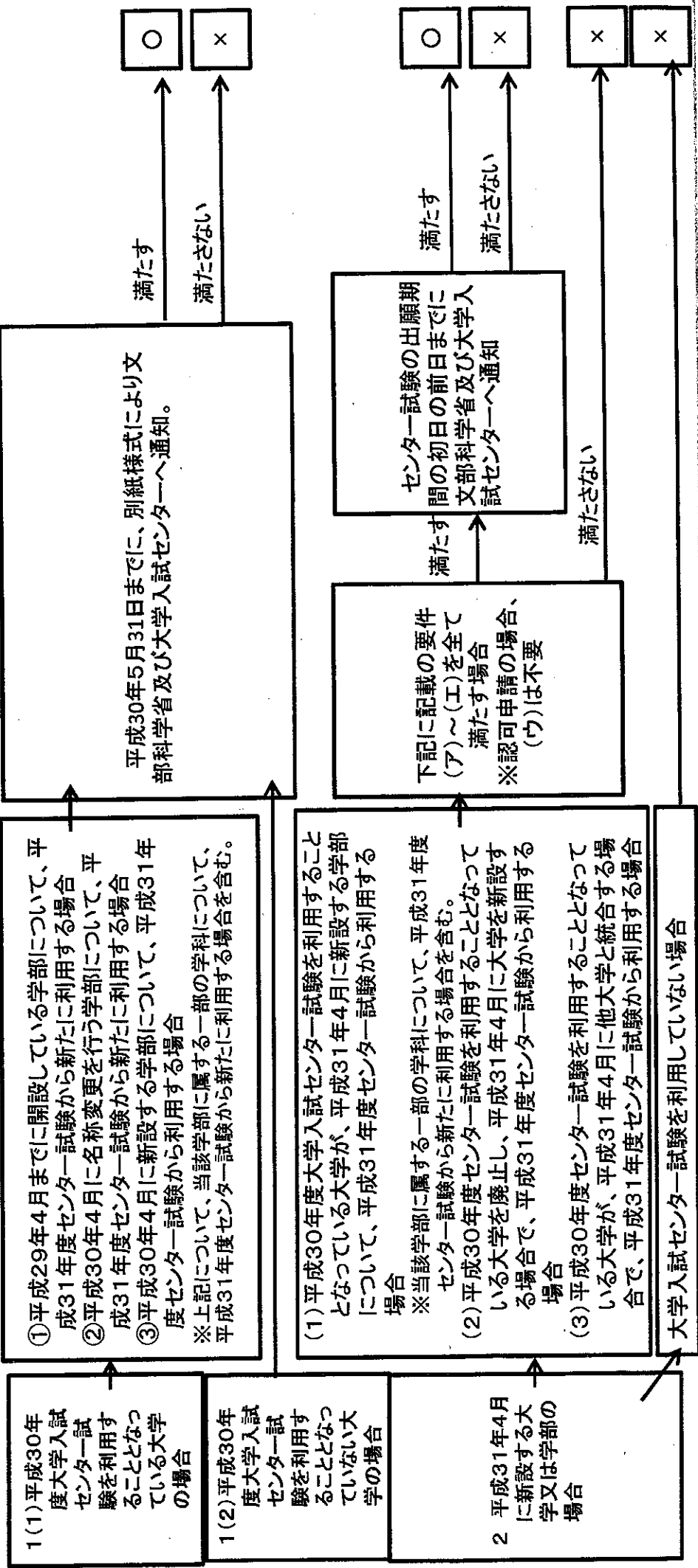
(エ)：平成31年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、(ア)～(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。(報告後、別途、センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。)

※定められた手続が行われない場合は、センター試験を利用することができなくなる。

④ 大学入試センター試験の利用に係る手続について

手続のフローイメージ

※このフローイメージは、センター試験の利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。確認する際は、必ず大学入試センター試験実施大綱を見ながら確認するようにしてください。
 ※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。



平成31年度センター試験(H31年1月実施)から利用する場合の要件は、
 (ア):平成30年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続」による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。
 (イ):所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。
 (ウ):平成31年度センター試験の出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)
 (エ):平成31年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、(ア)～(ウ)を満たしていることを任意様式により報告していること。(センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。)